

地域活性化包括連携協定

日進市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）、株式会社セブン&アイ・クリエイトリック（以下「丙」という。）及び株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「丁」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、日進市内における地域のより一層の活性化に資するため、以下のとおり、地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地域産業の振興・地産地消に関する事。
- （2）市政情報・観光情報の発信に関する事。
- （3）子育て支援・青少年の健全育成に関する事。
- （4）高齢者・障害者支援に関する事。
- （5）健康増進・食育に関する事。
- （6）災害対策に関する事。
- （7）地域の安全・安心に関する事。
- （8）環境対策に関する事。
- （9）教育・文化の推進に関する事。
- （10）その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関する事。

（定期協議）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲、乙、丙及び丁が合意のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の見直し）

第5条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、他の全ての当事者に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙、丙又は丁から他の全ての当事者に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲、乙、丙又は丁は、前項の定めにかかわらず、他の全ての当事者に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月22日

甲 愛知県日進市蟹甲町池下268番地
日進市長

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

丙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・クリエイトリック
代表取締役社長 近藤 悦啓

丁 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹